

第6章 取組を支える仕組み

第6章 取組を支える仕組み

6-1 取組を支える仕組み

これからの都市づくりにおいては、人口減少や人口構造の変化を踏まえ、今後の市街地の在り方を継続して検証し見直しながら、既存の市街地や都市基盤などを有効活用し、都市全体でバランスの取れたきめ細かな取組を積み重ねていくことが重要です。

そして、具体的取組に際しては、市民をはじめ、企業・行政など都市の構成員が相互に役割と責任を担いあうことが求められます。

以上の認識のもと、取組を支える仕組みの基本方針を以下のとおり定めます。

<基本方針>

都市づくりの取組における「市民参加」と「多様な協働」の仕組みの充実

実際に取り組んでいく考え方は、基本方針に基づき、市民参加¹⁰⁶や協働の進め方、都市づくりの情報、都市計画の運用に分けて以下のとおり整理します。

(1) 取組の内容に応じた「市民参加」と「多様な協働」

都市づくりは、「企画・計画」の段階から「事業等の実施」を経て「維持・管理」の段階へと至り、さらに「評価・見直し」を踏まえて新たな「企画・計画」へとつながる、循環的な取組の積み重ねで進められます。

取組の対象は、都市全体を広く見渡すことが求められる広域的・根幹的な事項から、地域の個性や独自性の尊重が求められるきめ細かな事項まで、様々な広がりを持っています。

また、取組を実行していく上では、PPP¹⁰⁷の考え方に基づき行動することが重要です。

特に、効率的な都市経営の観点から、民間企業の資本やノウハウを活用した都市づくりを進めることが必要になっています。

¹⁰⁶ 市民参加：ここでは、市民が市政に関して意見を述べ、提案し、市の取組に参加することのほか、町内会をはじめとした様々な組織や団体などの活動に参画することをいう。

¹⁰⁷ PPP：PPP（Public Private Partnership）は、公共施設の整備などにおいて、民間の創意工夫等を活用する官民の連携によって、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、官民連携全般を指す。

<取組の方向>

ア 取組の各段階を通じた市民参加と多様な主体との協働

- 「企画・計画」から「事業等の実施」、「維持・管理」、「評価・見直し」まで、各段階で市民参加や協働の取組を進めます。
- 継続的に取組を推進する体制を、テーマに応じて適切に構築します。
- 公民における連携体制の構築や実証実験の実施等を通じて、都市を取り巻く課題解決に取り組めます。
- 民間開発や公共施設の機能集約などをきっかけとしたまちづくりへの進展や、既存資源の有効な活用、都市基盤の整備効果の最大化等を図るため、多様な主体が参画するまちづくり推進体制の構築やエリアの価値向上に資するエリアマネジメントなどの取組を支援します。

イ 対象の広がりに応じた市民参加と協働

- 区域区分（線引き）や用途地域、周辺都市と連絡する幹線道路などをはじめとする広域的な影響を持つ事項については、多様な立場の利害をより総合的な視点から調整していく必要があるため、行政の主体性と責任が強く求められます。そのため、行政からの十分な情報提供と幅広い意見交換のもと、具体的な取組を進めます。
- 地区計画や住宅市街地内の生活道路などをはじめとする地域的な事項については、地域住民の自主的な関わりが特に重要です。行政は、地域の自主的な活動への支援や、全市的な観点から取組の方向性を調整します。

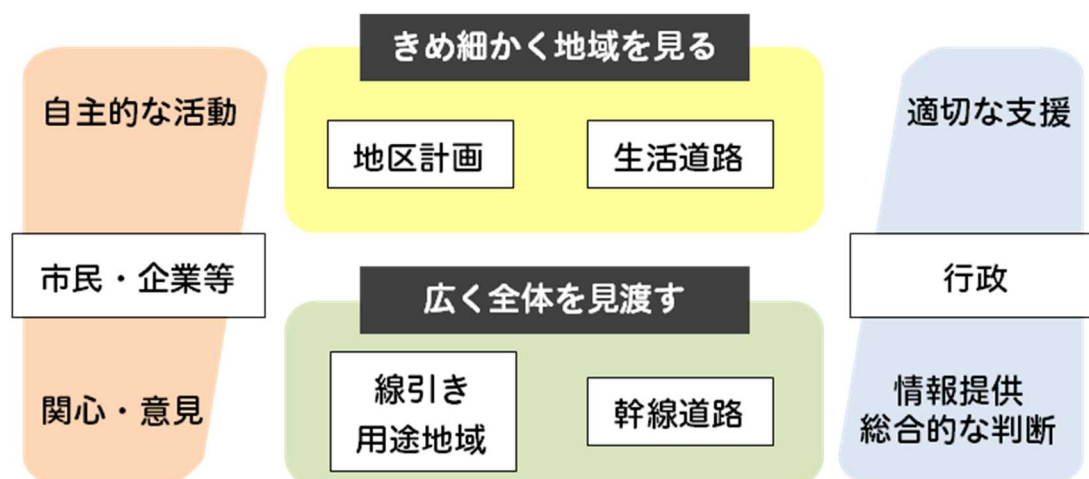


図 6-1 対象の広がりに応じた協働（イメージ）

ウ 協働による地域の取組の推進

- 地域住民などの自主的な取組を行政が支援し、地域ごとの都市づくりの指針を定めるなど、市民・企業・行政・大学等の協働による地域の取組を推進します。その際、建築物の維持管理や更新の段階的誘導など、事後の継続的展開を視野に入れた推進体制づくりを重視します。

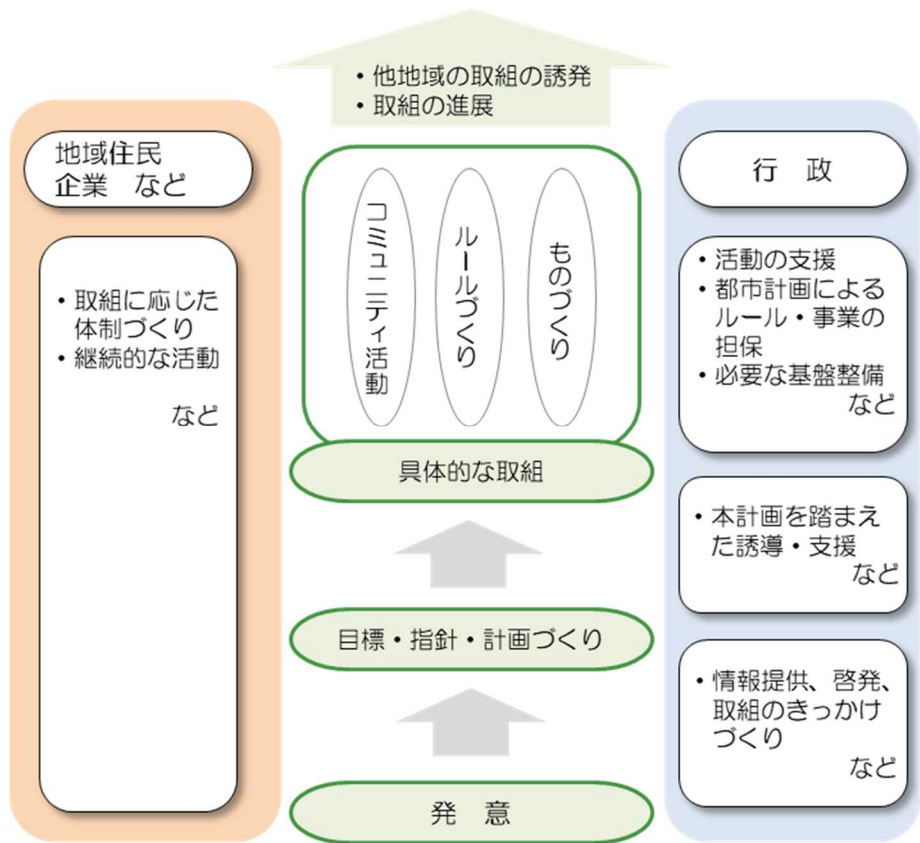


図 6-2 協働による地域の取組の推進（イメージ）

エ 行政の総合的な取組

- 行政の関係部局が本計画を共有し、個別の取組について本計画との整合を図ることにより、総合的かつ一体的な都市づくりを推進します。
- 各種施策を効率的・効果的に推進するため、行政の関係部局間での連携・協力を一層強め、テーマに応じた推進体制のもとで総合的な取組を進めます。

(2) 都市づくりに関する情報の共有

都市づくりの取組を「協働」によって推進していく上では、市民や企業等の各主体に対し、行政が都市づくりに関する情報を開示し、共有されていることが基本となります。

<取組の方向>

ア 人口減少等を踏まえ都市の持続可能性や魅力・活力を高める情報の収集・提供

- 都市づくりに関する情報の収集・提供を総合的に行う仕組みを整えます。
- 人口減少局面を迎え、今後は、将来の市街地の在り方を適宜見直しながら都市づくりを進める必要があることから、土地利用動向や災害リスク等についてモニタリングを進めるとともに、人口減少下における都市づくりを協働で進めていくため、分かりやすく積極的な情報提供を図ります。
- 既存の都市基盤を有効に活用しながらにぎわいの創出を図ることが重要となることから、道路や広場などの公共的空間の活用方法などについて、分かりやすい情報提供を図ります。
- 都市づくりに関する情報の提供に当たっては、デジタル技術を積極的に活用することで、都市づくりに触れ合う機会の充実を図ります。
- 地域の自主的な活動の芽を育むため、出前講座の実施など、学習機会の充実を図ります。

イ 行政における相談・支援体制の充実

- 地域の自主的な活動を支えるため、取組のテーマに応じて行政の相談・支援窓口の一元化を図ります。

(3) 都市計画制度の運用における分かりやすさと透明性の確保

都市計画の決定は、土地利用の制限に直接つながるものであることから、分かりやすさと手続きの透明性に特に配慮した適切な制度運用が必要です。

<取組の方向>

ア 都市計画の案への市民意向の反映

- 都市計画の案の作成に当たっては、説明会などの開催、都市計画提案制度¹⁰⁸の適切な運用など、市民の意向を把握し、案に反映するための取組を充実していきます。
- 環境影響評価¹⁰⁹の手続きを伴う都市計画の決定・変更については、案の検討の段階から必要に応じて市民に周知し、理解を得ながら検討していくよう取り組みます。

イ 都市計画手続きの透明性の確保

- 都市計画の決定等に当たっては、案の内容や決定する理由、手続きスケジュールなどを広く分かりやすく周知することにより、手続きの透明性を確保します。

¹⁰⁸ 都市計画提案制度：土地所有者などが、一定の面積以上の一体的な区域について、土地所有者などの3分の2以上の同意を得ることなどの条件を満たすことにより、都市計画の決定又は変更を提案できる制度

¹⁰⁹ 環境影響評価：事業者が大規模な開発事業を行う前に、あらかじめその事業が環境に与える影響について調査・予測・評価を行ってその結果を公表し、市民や行政の意見を参考にして、事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組み

